

社会福祉法人 南高愛隣会
共生社会を創る愛の基金 賛同人、賛同企業・団体規定

第1条 この規定は社会福祉法人 南高愛隣会（以下「法人」という。）共生社会を創る愛の基金（以下「基金」という。）運営要綱第12条に規定する賛同人、賛同企業・団体（以下「賛同人等」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 基金の趣旨及び事業内容に賛同し、寄付や事業活動への参加などを通じて活動を支援する者を賛同人（個人の場合）または賛同企業・団体（企業・団体の場合）として登録、公表する。

第3条 賛同人等から申し出がある場合は、当該氏名等については公表しない。

第4条 賛同人等は、基金の事業を支援するための寄付（以下「活動支援金」という。）を行うことができる。活動支援金の額は、原則として個人が一口年間2千円、企業・団体が一口年間3万円とし、口数は任意とする。ただし、一回限りの寄付を一定額以上行った者についても、これを活動支援金として賛同人等の登録をすることができる。

第5条 活動支援金は、法人への寄付となるため、特定寄付金控除の対象となる。

第6条 活動支援金は、基金会計に繰入し、基金事業の費用に充てる。

第7条 賛同人等に対しては、年間の事業計画やシンポジウムの開催、助成先の決定、調査研究の成果発表などの事業活動に関する報告を随時行う。

第8条 活動支援金は基金の会計報告においてその額等を明確にし、法人理事会・評議員会及び基金運営委員会に報告する。

第9条 既納の活動支援金は理由のいかんを問わず返還しない。

第10条 この規定を改廃する場合は、理事会出席者過半数の決議を要するものとする。

附則

- 1、本規定は、2012年5月27日より施行する。
- 2、2014年4月26日一部改定。